

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正の概要

1 一部改正の経緯

従来、サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準とサービス提供についての運営基準は、一律に厚生労働省令（国の基準）で定められていましたが、平成24年の制度改正に伴い、これらの基準は指定権者（川崎市）が条例で制定しております。

この度、厚生労働省において、平成27年度の介護報酬改定に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付分科会の審議を踏まえ、関係省令の所要の改正を3年に1度行ってきており、施設基準等についても各サービスの改正が行われたところです。

そこで、関係省令の改正に伴い、本市条例についての改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施致します。

2 基準省令(国)と条例(市)の関係

今回の改正は、厚生労働省から示される「基準省令の改正」を基に本市条例を改正することが求められています。また、実際に改正する際に、その内容によって次のような条件がつけられています。

| 区分 | 従うべき基準 | 標準 | 参酌すべき基準 |
|----------------------|--|---|--|
| 法的効果 | 必ず適合しなければならない基準 | 通常よるべき基準 | 十分参酌しなければならない基準 |
| 条例で異なるものを定めることの許容の程度 | 法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容 | 法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容 | 法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容 |

3 本市における条例改正の考え方

＜基本方針＞

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。

この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針とします。

4 改正する条例の基となる厚生労働省令

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ③ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- ④ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- ⑤ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（抄）
- ⑦ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- ⑧ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

5 改正する介護保険法に基づく基準等の条例

- ① 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第81号）
- ② 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第82号）

- ③ 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第60号）
- ④ 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年条例第83号）
- ⑤ 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年条例第84号）
- ⑥ 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年条例第61号）
- ⑦ 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第79号）
- ⑧ 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第75号）

6 主な改正内容

- （介護予防）訪問介護
サービス提供責任者の配置基準について、「利用者40人に対して1人以上」の基準を、サービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、「利用者50人に対して1人以上」に緩和する。
- （介護予防）通所介護
通所介護等事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける。**【新規】**
- （介護予防）短期入所生活介護
短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において専用の居室以外の静養室等での実施を可能とし、また、基準該当短期入所生活介護の提供については、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。**【新規】**
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
登録定員を「25人以下」を「29人以下」に改正し、併せて、通いの定員を利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を、「15人以下」を「18人以下」とすることを可能とする。
- 複合型サービス
登録定員を「25人以下」を「29人以下」に改正し、併せて、通いの定員を利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を、「15人以下」を「18人以下」とすることを可能とする。
サービス内容が具体的にイメージできる名称として「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護
現行「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。
- （介護予防）認知症対応型通所介護
共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、「事業所で3人以下」を「1ユニット3人以下」に改正する。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正について —市民の皆様から意見を募集します—

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布に伴い、該当する本市条例の改正に向けて、市民の皆様の御意見を募集致します。

1 条例改正時期

平成27年4月1日

2 募集期間<予定>

平成27年1月26日（月）から平成27年2月10日（火）まで

3 資料

(1) 川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正の概要

(2) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（新旧対象条文）

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ③ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- ④ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- ⑤ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）（抄）
- ⑦ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- ⑧ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参、のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

(2) FAX (書式自由)

FAX番号 044-200-3926 (川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(3) 郵送・持込み (書式自由)

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 市役所第3庁舎6階

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所)」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)

6 意見の締め切り

平成27年2月10日(火)(郵送の場合は、当日必着です。)

ただし、お持ちいただく場合には、2月10日(火)の17時15分までとします。

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926